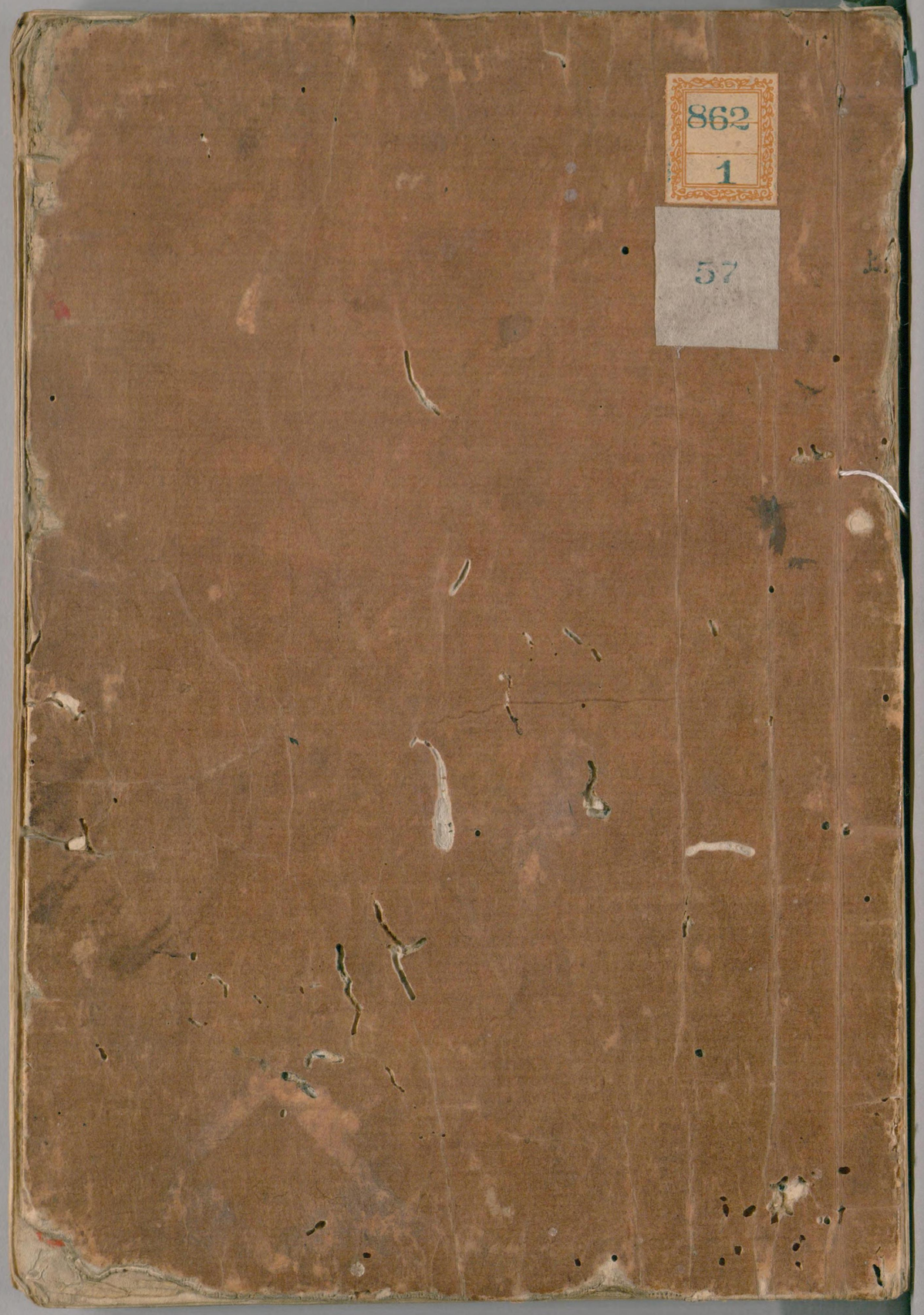

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

862-1
(57)

一 各国之内別而須堅メ為申候所ニ異国船之儀ニ付
御奉行所ゟ御検使ニ御差遣之節ハ
御通船之儀ハ勿論
一 元来別而御定無之候ニ付浦賀ニ而
御検使ニ御差出之節ハ
御通船ニ而
一 御検使ゟ船ニ上ル迄ハ船印

一 其方共何國ニ而もの之儀

一 言 おろしや人ニ而候

一 何故渡来致し候

言 おろしや國王ゟ 江戸表ニ通書物獻上被
相勤候使節ニ而
附り 御奉行衆ゟ在書物ニ写書候
ニ付 御尋ニ
一 先年蝦夷地ニ而漂流之和蘭陀船ニ而渡来
言 其節ハ信牌ニ而
一 おろしや國ゟ何ニ而も御撰候ハヽ 其品ニ而
言 仰之通書物獻上被仕候事

一 江戸表ニ而 御奉行衆ゟ在書物ニ写書候
言 仰之通書物ニ写書候事

一 信牌撰候ニ 御渡被成候事

言 仰之通ニ而 御渡被成候事

一 御國法之事故 其方共 其儀ハ 御承知之事

言 其儀ハ 仰ニ而 不存候 其儀ハ 御承知之事

一 信牌撰候ニ 御渡被成候事

言 其儀ハ 仰ニ而 不存候 其儀ハ 御承知之事

一 江戸表ニ而 御奉行衆ゟ在書物ニ写書候
言 江戸表ニ而 御奉行衆ゟ在書物ニ写書候
ニ付 御尋ニ
一 先年蝦夷地ニ而漂流之和蘭陀船ニ而渡来
言 其節ハ信牌ニ而
一 おろしや國ゟ何ニ而も御撰候ハヽ 其品ニ而
言 仰之通書物獻上被仕候事

一 御國法之事故 其方共 其儀ハ 御承知之事

言 其儀ハ 仰ニ而 不存候 其儀ハ 御承知之事

一 信牌撰候ニ 御渡被成候事

言 其儀ハ 仰ニ而 不存候 其儀ハ 御承知之事

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

在所紀伊守掛合甲比丹ゟ申越候ハ
ゟ之候節ハ其手形無之候ハ
比阿蘭陀人筆者
ヤウシ之者ハ掛合候ハ
在所ゟ掛合候ハ
阿蘭陀言葉ヲ以
附甲比丹ヨリ
おろしや人筆
外科ヨロシヤ人
阿蘭陀言葉ヲ以
附甲比丹ヨリ

おろしや人ゟ上候掛合
一掛合ニ参候おろしや国ゟ
ロ人ハ御通
御接待御用
弾左人ゟ者共ハ何故御
者おろしや国ゟ
唯今ハ紫陽花盛ニ
ゟ之候ハヽ御通
御接待御用

一 其儘容易教諭候様可致候
一 明日奉行列坐之上ニ而
御接待向之事
其儘遣之
右御趣意之通可仕候
一 其旨共御心得可被置候
言 仙台も有之候
一 仙台ニ而ハ
言 九ツ通

寒風沢
當子若狭守

一 何年何月第日仙台ニ而出船
言 宮城ニ而
日ニ松島ニ而 仙台湾
日 日和悪敷ニ而
寒風沢
日ニ荒天ニ而 本十所

一 右ニ而ハ国ニ何程ニ而通り候哉
言 七月下七日ニ松島ニ而通り候ニ付
右之通ニ而ハ国ニ何程ニ而着候哉
言 七月下七日ニ松島ニ而通り候ニ付
右之通ニ而ハ何年何月第日ニ仙台ニ而出船
言 宮城ニ而
日ニ松島ニ而 仙台湾
日 日和悪敷ニ而
寒風沢
日ニ荒天ニ而 本十所
一 右ニ而ハ国ニ何程ニ而着候哉
言 七月下七日ニ松島ニ而通り候ニ付
右之通ニ而ハ何年何月第日ニ仙台ニ而出船

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

魯西亜船取調仕方

一 御積荷御役人帰帆の節

言 通船にて帰帆の義御頼申越候節

一 其節御乗人（お頼け節御乗人）

言 御国王より御国王へ御書翰を

御託し申越候節

一 船中御取扱の儀

言 御若宮丸石数八百石積艘数帆

一 御役御人数

言 御役御人数

言 御答振の人数

御乗人数の内御国王へ御書翰

一 乗人御国柄御役中の儀

言 三方御国へ御出帆御和乗人

御国王へ御書翰

写書

一今日御書清神奈川ニ而ハ領主ヨリ船國主ヨリ役者ヲ以人
ヲさし出し候ニ付而ハ其ヲ以て氣中出り致したく存上ル
一ヨロヒヤ和ニ而ハ船屋敷一ケ所ニ而ハ十八石ニ而ハ年貢高ハ
仕テ不申候ニ付コレニハーカカヤリヤ清ニ而ハ南アメリカ別ニ内
フヨシリヤ國ヲ以テ南海ヲ周リ屋敷一ケ所ニ而ハ年貢高ハ
カムシカツテカニ至リ國カ月十日ニ而ハ出ス和ニ而ハ
絶海ニ付御米ニ而ハ仕方ニ而ハ流ニ而ハ和ニ而ハ
一今般役人御渡ニ而ハヨロヒヤ國王ヨリ
屋ニ而ハ書翰ヲ以テ寫書ヲ以テ御返書ヲ
ヲ以テ國王ヨリ命ヲ以テ御返書ヲ
中ニ而ハ信ニ而ハ右ニ書ヲ以テ大意ヲ
信牌ヲ以テ御ヲ以テ御ヲ以テ
ニ而ハ御ヲ以テ御ヲ以テ
一和ニ而ハ役人ヲ以テ
御ニ而ハ
ヨロヒヤ國ニ而ハ

右ノ通リ御届ケ申上候以上

阿蘭陀通詞

九月七日

一、今般阿蘭陀船ニ乗組ミ来ル者共名前左ノ通

役名アムハツサテユール　レサノット　四拾一歳
般頭　ホフラート　三拾四歳
役名ホフラート　ホスセレフ　三拾三歳
同　ヨール　フリーデリイデイ　壱拾四歳
陸船頭　ヘトロウ　壱拾四歳
上役汁役　ライトテーフ　壱拾歳
役者同前　ミスセレフ　壱歳
雨役汁役　ロニベルゲ　壱拾七歳
同　ヒロテユフ　壱拾七歳
同　ヘンスタルン　壱拾歳

同
同
外科
医名アスーロイシイ
外科
同
医名カテツイ
向 ニシサル
イ以下略之

ヒルリギホウセン
エスヘンヘルケ
カメンチコフ
おれふん
テイレヒウス
テストルス
コツセンニ兄弟
セメリン

訳者三席
医按司席
医按司席
医按司席
三按司席
訳長席
次按司席
医士席

一ヨロシヤ国王ノ使臣今度伊勢ノ海ヲ経テ
按使ヲ入府ニ付御城ニ而御対面ノ儀ヲ
ホつこおふ申上候ニ付御対面ノ儀ヲ
仰付ラレ候事

一日本仕立ノ船ニ
一同相載

一同前

一金弾

一銀杖附ノ
一日本仕立ノ船ニ而
一同前

医師ノ儀ヲ
ホつこおふ申上候ニ付
医師ノ儀ヲ
仰付ラレ候事

医師デロート
医師ヨロシヤ
医師ヨロシヤ

一ぞめも　　きらら

十

一　右七ヶ条ニて人別ニ信順
　有之ニヨロニや船ニ
　而ハ御撫育ニ
　ハ無之ニ
一　蕃書御取調ニ信牌
　門番ニ而ハ
　ニ
一　門国法事故ニ
　言

十廿七ヶ条

一　先件御解釈事故ニ
　おゐて
一　ヨロニや国王
　ニ
　事故ニ
　ニ
一　右御取ニ
　平戸

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

一 鉛丸
一 双 大指四 三挺 三挺 補
一 同 小 三 挺 挺 備
一 発砲 長筒 壱 挺 挺
一日 歩 挺
一日 中筒 三 挺
一日 小筒 六 挺
一日 長筒 三 挺

一日 壱 挺
一日 中筒 三 挺
一日 歩 挺
一日 真鍮 六 挺
一 薬 筒
一 双 大 三 挺
一日 小 三 挺
一 鉛丸
一 発砲

一 右仏蘭西船ニ而ハ船ヲ乗り廻ス
附属之船仏人ハ日本人ニ而ハ
決而乗不申候

一 亜墨利加ニ而ハ亜墨利加
船ニ乗組ニて渡海仕候ニ付
御条目ニて渡海仕候ニ付
御条目ニて書翰文面
ニ而ハ不都合ニ付
中条ニ而ハ亜墨利加
船ニ乗組ニて渡海仕候ニ付
御条目ニて渡海仕候ニ付
御条目ニて書翰文面
ニ而ハ不都合ニ付

一 阿蘭陀ニ而ハ阿蘭陀

恭敬而
大日本國王の殿下にヨロシヤ國王の進呈せる書を載する
和文
御使節人數　御供廻船
國王陛下より國王殿下へ
書を以て御使節一上陸の節より我祖
先より今に至る迄修業せる阿蘭陀國
フランス國王ナレス國イキリヤ國イスパンヤ國ドイツ國を
始め諸國の中にも親睦
義を以歐羅巴の諸列強と等しく
貴國と親睦の和好を
貴國より屬國に至る迄
毛太信を以て
中方初
貴國開港の
貴國開化徳
和文
貴王より船數何艘の御差遣
船を以十二年目毎に
し候ものゝ
和文
貴王より信牌を以て
感謝
信義を以

一 序幹礼為仕候事
貴国の高義偏腹横文を
大日本帝王の勝ヤの礼序を
我も服しとなもる事
今度海上の
貴命の如く
一 条約和親の
貴命のごとく
一 積年

一 書面を奉じ信義を以て
貴国の
皇帝陛下へ
御用の
御事ゆえ
一 彼がこれを
御指揮なき事
貴命ご人我国の
全人体被仰
そうろう

[illegible]
使節の名ごとのものと共に
書翰高官の印方ごとのものと
謹貢
一時計仕掛象作り物
一大鏡
一臙虎皮
一象牙細物
一洋酒大小色々

右者御義ニ付元月之末
於下田港差出候筈ニ
土候事

王府ヘトルヘルクヨリ
帰信ニ付三年目ニ
ヨロシヤ国王
なれきヲ
國書
お訪ひ
右者ヨロシヤ國王ヲ
信書ノ

ヨロシヤ屬國之地名
一寸人國王之屬之ものを
葉モスコビヤより參りヨロシヤ
ゐるゝれしるを

モスコビヤ　キーフ
ノウゴロウト　カサン
シベリーン　メウリセ
フレスカウ　スモレンスカ

ウラヂイミル
アスメラロン
チルリゴース
ウラルイニイ

ホトリ　アーストラント
クルヲント　セミカリエン
コーリエン　テウエルスカ
ヘルシエン　ウイーヤウトカ
ノヲゴロウト　ニリフセンラント
リヤサン　オロウロ
ヤロスラフ　ヘローセルスカリ
ヨラトルスカ　ニニテイスカ
メステイラフ　ユウエリエン
シヨルシエン　カルメリエン
ユリセン

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

ニルカスニシン　ノルウエーチン　ストルテンシン
スピスウイキホルスティンシン　テイトーテルセン
ヨルテテユルク　エウリアン
右ノ外ニ報アノモノ有ヘシ
右ノ旨ニヤ國使帰ルヨリ後ニ報知ニ及ヒ申ス書付
上ル
子九月十日
ヨロニヤ國王ヨリ捧　差出書翰和解仕ル
一ヶ條　當ロニヤ國使帰ノ後ニ
吟味ノ儀ニヤ國王ヨリ
仰渡ノ趣書翰ニ認メ
差出ス
和蘭通詞ヨリ

一書翰一通　満州語一通ノ外一通ハ
和解ニ及ヒ差出ス
一ロニヤ人ヘ
仰渡ノ趣書翰ノ写
和蘭通詞ヨリ
差出ス
子九月十日
一書翰ノ写ヲ以テ
仰渡ノ趣別紙ニ認メ
和蘭通詞ヨリ
差出ス
右ノ通ニヤ人ヘ
仰渡ノ儀ニヤ

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

テーこそれかゝ
アニケリヤんゝ
アニケリヤ㐂れ
カナリヤ㐂ゝ
カナリヤ㐂ゝ
ブラこリーこれ
フラニリーこゝ
マルケーサ㐂れ
マルケーサ㐂ゝ
カムこカワトんゝ
カムこカワトんゝ
ロめく

十壹畳
三千四百
三千四百
三千四百
三千四百

メ九千四百四十壹石四斗

松田伊豆守殿へ差出申候

一 右之通御座候間、御用船之儀、御差支無之様、御取計可被成候、尤御用船之儀ニ付、御奉行様方ゟ御差図有之候ハヽ、其節ハ御差支無之様、御取計可被成候、

一 右ニ付而ハ、御船数之儀、御奉行様方ゟ御差図有之候ハヽ、其節ハ御差支無之様、御取計可被成候、

一 右之通御座候間、御用船之儀、御差支無之様、御取計可被成候、尤御用船之儀ニ付、御奉行様方ゟ御差図有之候ハヽ、其節ハ御差支無之様、御取計可被成候、

一 右ニ付而ハ、御船数之儀、御奉行様方ゟ御差図有之候ハヽ、其節ハ御差支無之様、御取計可被成候、

お預ケ申候

ヨロこや國府ゝ
テーこそれかん

五百石

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

其の通り阿蘭陀和解を以て差出
候事に候。上書は国王書
奉之候。尤阿蘭陀人の
差出候事に候。
一
右の通り御取調相済候
上は、御国書御請取
相成候儀に候哉。
一
右御請取相成候儀に候はゞ、
御請取の日より人々
御手当の儀、
一
御国書御請取の儀は、
御城内にて御取扱
相成候儀に候哉。
一

一御薬之　　之章

心覚上ノ候　九條家ヨリ内々御尋有之候ニ付
不取敢御返事ニ申上候ヘ共今日ニ至リ
愚考　御尋ニ付申上候

一御薬之儀ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
御答申上候通ニ而ハ　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付

一御薬之儀ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付
候ニ付而ハ　御内々ニ而　御尋ニ付

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

船数多くあるの場合にこの方法
一 在留の諸藩船数多く候節
一 在留の諸藩船と領分の
一 領分の漁船
一 来航上陸仕候
一 来航上陸仕候
一 陸より乗切漕寄候
一 かつを釣等之
一 但風の有無

土藩（深）関より来る船数の事

右は神奈川表の事

一十月十七日ころ　但第一の段ここまでの次第

仏郎西船取調べの次第

信濃守殿　豊後守殿

梅澤十藏

一十月十七日ころ　但第一の段ここまでの次第

仏郎西船取調べの次第

信濃守殿　豊後守殿

梅澤十藏

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

先ヲ見ヤ人ヲ多ク船ヲ数人方ノ如ク
ニ居ルノヲ見テ沿岸ノ船ヲ数ヲ尽シ
ノ船ヲ不ラ数ヲ知ラ笛ヲ吹キ
之ヲ招キ旗ヲ揮ヒ之ヲ呼ビ
ヲ知ラ之ヲ見ルヤ直ニ船ヲ
ヲ知ラ之ヲ見ルヤ直ニ船ヲ
ヲ知ラ之ヲ見ルヤ直ニ船ヲ

仁兩ヶ年過の書翰のうち
今日ものかし実入月五ヶ
の報知を掲ケ濱住居示返門部
河吉船江接近艇之ヶ二十挺之
長筒除和蘭ヶ年ヶ月ヶ
異船吹貴示新西師ヶ和
蘭之ヶ新王九国むた
小私掠加ヶ之ヶ近領之ヶ
書翰ヶ備之ヶ
著帝之ヶ江戸ヶ
松山ヶ近百ヶ余い諫早様
異船接ヶ打拂大筒小筒
紅毛ヶ吹貴繕示師之ヶ
尺書示前之ヶ生之ヶ
戸町之ヶ人書示妻ヶい深ヶ
江ヶ異船ヶ打拂之ヶ
一船西洋ヶ小ヶ之ヶ
日記之ヶ有ヶ西洋書翰

二十艘之近所船木形西洋
ようす 摘 前方西洋画ハ用ひ
候得共 新兵近陣
所ひしげの所ハ何も床机ニ
腰打懸同様操ル筈ニ
有之候 ハ何ニ
も 社 洋ニ書ル
及指揮ニ時ハ 楫ヲ海面ニ
知ル筈ニ 西洋書ハ何
ノ字ハ船ニ
ハ何ニ
書ル
ノ字ハ船ニ
ハ何ニ
書ル
ノ字ハ船ニ
ハ何ニ
書ル

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

従作泰出張し人数

長崎奉行支配組与力
同勤方出張人数之内より出張
家老
諫早播磨
同勤八千人余
深堀主膳
同勤二千人余

御親族家老

書頭

多久勘助
士下農人

〃

蘭原源吾
士下農人

代

千村七右衛門
士下農人

〃

竹野金吾
士下農人

〃

森村久兵衛
右同断

〃

石井大助
石井表衛
右同断

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

代官所属之者共
仲渡船中救護ニ為
右之人数
小侍共
下役人
足軽七拾人
陽鴻儀吉所
口分五十人
右之人数
小侍共
下役人
足軽七拾人

国場所
内二ヶ所 御番所
但布所ニ
番船両艘
ツゝ
口
神鴻
但布所ニ
番船両艘
ツゝ

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』 請求記号 862-1
ガラス使用

伊王湾固

香焼鴻固

沖鴻固

肥津固

高鴻固

右何茂湊并法則固場船数大小三百艘程
附子凡四千人程

西洋帯訓法

湯鴻門脇
口幅二間
但口所

小城
石垣
但口所

薗頭弐人
本田豊人兄

湯鴻我浅
口幅三間
但口所

多久長門
但口所

家老

湯鴻山城
日幅七百人
但乍人数牛

家老

汁一門

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』 請求記号 862-1

ガラス使用

物乞指人
十下五疋ヘ宛

乗合乞食人
十下百人宛

平士指人
十下二指ヘ宛

小侍指ベ人
十下指ヘ宛

大小船数百五疋程
乗合乞食程所ゟ来人程

乗合荷物人
十下指ヘ宛

足軽三百人

乗合荷物人
十下指ヘ宛

荷物指ベ人
十下指ヘ宛

荷物指ベ人数ハ乗合荷物
ニ而ハ無之候ハヽ乗合荷物
ニ而ハ無之候ハヽ乗合荷物
ニ而ハ無之候ハヽ

右ゟ次第

筑前人数

家老

黒田源左衛門

従人数三百人

附役

小柳宿藏

上下拾人

軍役ニ而乗組

中老

右同断

従人数五人

番頭

荒巻三市左衛門

竹内九市左衛門

横枕久右衛門

大塚孫左衛門

右従人数弐拾人

大船数百艘程

船乗之七百人

浦水主等百人程

大村人数

小早船壱艘

乗組

水主

弐拾人

八反帆壱艘

乗組

水主

拾人

七反帆壱艘

乗組

水主

拾人

物頭壱人

筒役四人

船頭八人

右従人数百人余

外医師壱人

右従人数拾人

差控八百人

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

小早船一艘

指揮官

船頭役兼四人
同断 役者代 壱人

同附役壱人

給人 四人

医師 壱人

指揮官

水主 拾四人

同附役壱人

水主 弐拾人

医師 壱人

水主 弐人

東海一艘　蝦夷
大筒弘卯艘
七反帆　壱艘

大筒
石火矢方
測量方
結延掛
上下
三人
上下
八人
上下
七人

石火矢
船数九艘　弐人
船数九艘　弐人

大筒者
門三人　少人
醫師　壱人
上下　四人
門役　壱人
下代　壱人

右六人騎馬

山口源助
松浦換十郎
下役人宅

和田勇記
給人

鈴田泳忠

右外大工少統呈啓并諸道奥持人名
都合三百余人

右式人騎
馬

黄門寺
物代

大村直
雄城左右
手振之人

山田孝介
胡麻小右衛門
佐藤良助
中村次郎吉
漆工平八
尾崎幸治
高梁仁右衛門
上下二人宛

同附

福井藩士
永井源蔵
ほか弐人宛

興力

浦上多門
原愼吾
柳永郁蔵
小倉恰
ほか弐人宛

右之大意所

細書弐人宛

同附

医士
楠本周蔵
岩永綱之丞
加藤順右衛
宮村多人馬
一瀬服蔵

本分小番所

奥書役　一人宛

定役格式　人

医師　三人　此人

外科　三人　此人

ゝ

ゝ船溜内ニ控入名船数

手明役三人宛組

役船　八挺立

役船乗組船印

自分役之印

津船　六艘

御通船印

下同附之人数並

伊勢船 壱艘

前通船中

伊勢船 壱艘

幸清丸 熊野八挺立

紀伊船中

伊勢船之人数並

伊勢船 八挺立

前通船中

挽船 拾人艘

前通船中

伊勢船

石川

挽船 拾人艘

前通船中

挽船之者以号令
沿進船之艇六艘之
御進船下

挽船之者以号令
沿進船之艇六艘之
御進船下

往船之艇

復船之艇

挽船　拾艘

挽船　拾艘

御下知次第船々

龍王丸

船中乗之事

船中
諸員之事

那国并
乗明陸之
御役代之
通弁之
同事

船下
生田九
月代半袴
陸一具
馬下
長袴

船下
御役代
指添

但拾六挺之
物氏之人

船下
御武家之内
仁田九
月代半袴
下着

船中へ乗入御筒共挺
数之陸
御弓

附船之艘 六挺立

附船之艘 六挺立

従者之人
六挺立 之艘
御通船下

従者之人
伊船 之艘 八挺立
御通船下

従者之人
伊船 之艘 八挺立
御通船下

挽船之艘
和下

挽船之艘
和下

和下
和田丸
乗組之者
指揮之者
指揮之者
三挺立

和下
指揮之者
指揮之者
川丸
乗組之者
大砲

三挺立 一組

右ノ

附船二艘之被
船ノ下

附船二艘之被
船ノ下

拽船被
船ノ下

船ノ下

二艘之被

船ノ下

伴船之被
船ノ下

八艘之

船ノ下

伴船之被
船ノ下

八艘之

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

私共儀英國江漂着仕候ニ付
乗込之儀 御役元出船積荷物
并御國通商中ニ始末有之候
付

右之ヶ所

同所

七十

七ヶ村之家

在所私共儀十二年以前巳十月奥州壮麻郡
石巻沖船乗ニ而雇松平陸奥守代用米
雑小荷米凡千石積之船ニ而石巻湊ニ
相廻候積ニ而巳年十月廿日頃ニ石巻湊ニ
着船仕候処同年廿六日頃ニ同所沖ニ而
俄ニ北東之風ニ而民之助同郡石巻湊
石巻清蔵初之助并ニ市蔵同郡牡鹿
郡大指六人乗組候七反積之廻船ニ

芦浦二房横辺仙蔵ト云ヘル船人ヲ遣シ船ヲ
乞ヒ同月廿七日帰リ来ル浦方ノ船ハ
例ノ汐懸ニテ同廿九日出船九鬼嘉隆沖
ヲ走リ伊勢中国ヘ風ヲ
避ケ橋爪ヘ着船ス荒波ニ恐怖ス同十二月朔日
楫ヲ入(コウ)ル船ヲ仕立ヒ京泊ヘ着ス藤
林仏ニ行ク翌日ヨリ御霊ノ辺ヲ伐採
ル同二日帆柱ヲ伐採
当年ハ風吹強ク
当年ハ風吹強ク
ル同二日帆柱ヲ伐採
ル同二日帆柱ヲ伐採
ル同二日帆柱ヲ伐採

表迄近波ニ而取
ル稼漂流同国同三月船
破二而乗人救ル波ニ
同国海上ニ而病死九
ツ
地方千九百里ヲ帆掛
同六日表ヲ帆掛ニ
帆ヲ下シ綱ヲ引
月胃中ニ同私
ヲ
地方ニ而ハ
紫雲ヲ神龕ヲ上ル
逆ニ地方迄
籠ヲ堅ル
ヲ
ヲ
雲迄一同ニ
ル
積移申船ヲ

指六人去端船ニ乗リ沖ニ碇泊ス
船頭ら人ハ船ニ有リ其余ハ
皆ゝ陸ニ登リ薪ヲ伐リ水ヲ汲ミ
或ハ方角ヲ見ル為ニ山ニ登リ
又ハ船ノ修覆ヲ為ス等ノ者
数十人ニ及ヘリ
其翌日六月四日ニ至リ
未ノ刻ニ及ヒ
船ニ乗リ出ル
船ハ東北ノ方ニ進ム
此ノ日ハ風波
甚シカラス
船ハ
ゆるゝ
ニ任ス
ニ
ニ
ニ

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

支多ホウツカら中所迄湊着之節
積荷ニ船ニ六艘着船
代官お佐人并
私共を右役所ら
いたし
役人神ら宅ら
役人并ニ
右之人共
尋ニ
役人ニ附添
馬ニ

役ヨユウツカら中所迄之道中人ニ
ニ而ら雲降ニ
ニ而ら野宿
先ニ
会を
家数凡弐千軒
但建ニ
遠国ニ
医師を

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

明後廿五日又和[船]宿[領]お[掛]ケ[送]ク
[添]ヲ[乗]ヨ[組]ヲ[石]ヲ[積]ヲ[帰]ヲ[帆]ヲ[待]ヲ[合]ヲ
[出]ヲ[有]石ヲ[出]ヲ[船]ヲ[運]ヲ[雇]ヲ[稼]ヲ[役]ヲ[一]ヲ[百]ヲ[雇]ヲ[又]
又ヲ[三]ヲ[役]ヲ[人]ヲ[住]ヲ[宿]ヲ[領]ヲ[役]ヲ[賃]ヲ[銭]ヲ[共]ヲ[働]ヲ[人]ヲ[数]ヲ
[乳]ヲ[像]ヲ[有]ヲ[ク]ヲ[因]ヲ[州]ヲ[ニ]ヲ[乳]ヲ[八]ヲ[ケ]ヲ[年]ヲ[狂]ヲ[運]ヲ[両]ヲ[役]ヲ[両]
[右]ヲ[前]ヲ[我]ヲ[備]ヲ[寒]ヲ[お]ヲ[於]ヲ[仕]ヲ[有]ヲ[代]ヲ[官]ヲ[醫]ヲ[師]ヲ[を]
[当]ヲ[松]ヲ[市]ヲ[ニ]ヲ[帝]ヲ[ク]ヲ[私]ヲ[ク]ヲ[茶]ヲ[を]ヲ[お]ヲ[子]ヲ[ク]ヲ[迄]ヲ[養]ヲ[茶]
[其]ヲ[外]ヲ[九]ヲ[教]ヲ[茶]ヲ[ホ]ヲ[も]ヲ[ニ]ヲ[ク]ヲ[変]ヲ[迄]ヲ[ク]ヲ[参]
未[二]ヲ[月]ヲ[廿]ヲ[八]ヲ[日]ヲ[お]ヲ[茶]ヲ[ホ]ヲ[有]ヲ[養]ヲ[変]ヲ[有]ヲ[お]ヲ[教]ヲ[ク]ヲ

彼国ニ宗有ニテ者ハ寺ニ参ル者ハ寺ニ参ル
一私共方ニ葬リ仕候ニ付而ハ長キ棺ニ拵ヘ
[テ]宛[テ]ニ[テ]ヲ[テ]ヲ[テ]ヲ

私共拾二人ハ共同月七日夜人家ニ入リ
シ事ハ全ク生死ヲ度外ニ置タル故ニ道徳ノ
善悪ヲ論ゼス只食事ノ為メニ盗ヲ継
続シ使用シ尽セハ又盗ヲ為シ捕ラルヽ
ニ至ル迄ハ其ノ盗ヲ止メサリシ者ニ
御座候然ルニ去ル廿日ノ夜ニ至リ
漸ク盗ヲ止メ候ヘ共腹ノ減ルニ堪ヘス
不得已カラス十ヤリッケヲ中所ニ
おゐて代官手代数十名ニ
出会ヒ候ヘ共

見届ケ所ニ出ヅトシテヲ中所ニ若干
同紙ヲ以テ代官手代数人ヲ
金ヲ倍返ニ中所ニ若干同所ニ
同所ニ出ヅルコトヲ得ス
祖有シ潜所ニモ多クノ人倍返ス
中所ニテ紙ニ書取ル前条ニ
残金返ス様ニ申ス
者ニ於テ無法ノ人ニ出ヅル所

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1　　ガラス使用

私共を連候ひかの人使元宅ニ
来ひ家老又ハ石ニ而ハ大家ニ而ハ
石垣抔ニ先年波ニ流ニ
松前ニ送ル東ひ牛所ニ
漂流候ハ新造ニ
候人ニ而ハ名ニ二ヨライバイ
ニ女ニ妻ニして子ニも有ニ
松ニ而ハ
方ニ者ニ
書ニ
遣ニ
候ニ
ニ

業ニ
遣ニ
英ニ
黄ニ
国王ニ
一日ニ
京ニ
生ニ
ニ
ニ

御當地御役人中并醫師并外料共見
廉ニ而も加ル候ハヽ私共ニ而も
人ニ對シ一通リ之事ニ而
實ニ笑ニ堪ス候ニ付
右之通リ十二ヶ度被國迄
重ニ義ニ付ニ而
可申上ニ而御伺候ニ
付ニ而

一私共奥羽積ニ而ハ船
両津ニ而ニ日ニ
ニ候

付候私共此船ニ而
乙卯年當所ニ而指一隻
ニ候ニ

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

為ニ預海中ニ於テ殘ラス貴ニ奉文ヲ年ノ
有ノ品ヲ悉ク其ノ外腦指ス金銀
小兩ヲ仕ノ者ニ而ハ高ニ貳ツ宛ヲ褒美ヲ
一 此度切支丹ヲ札等ヲ小兩ヲ仕ノ者ニ而ハ高ニ貳ツ宛ヲ褒美ヲ
然ル私ニ仕事ヲ切ヲ支丹ヲ小兩ヲ仕ノ者ニ而ハ高ニ貳ツ宛ヲ褒美ヲ
御切支丹ヲ伴天連沖ニ役人中ヲ送ヲ次第
被ヲ船ニ乘ヲ仕ヲ上ノ事ヲ付度ヲ御沙汰ニ及ヲ
ヲ

一 若彼國金銀其外貴物ヲ
然ル追而中ヲ金銀銅ヲ
小間物ヲ貴ヲ別紙ヲ
ヲ

右通相違無之上ヲ
ヲ

文化二年丑十月

九年
清定
代年
右千

左

利を図るふあり事の平の次第
条約(モト)より長いもれなく国の
如実(ジツ)ふむりようの儀と存
事なくそうごうる小前
人をいるるも松前
ニ今又長崎(キ)交易
罪うんとそうとも
く深く我国(ジ)を
と去れを堕(ダ)ところの
信西高の事ハ
ち御取り我国(ジ)深(シン)の
院ニ久一藩須(ギ)和
知るふ行ひ其風土
おけるもまた催心
いるよふ行事を頻
無事すむ通商和国歴
ふ生一体のおとおく朝廷
歴世の法を変ふ

いま其ものの礼物を多くを
きその國になくむ其
第四いまれの國うたふ
勝もるたうと五帝の如
ろく我なるまかふ
ようまで要ふ
あらんいまで輕
商物を競ひ價を爭ひ
ものとまれば
紫ず害あらん
五帝文昌の事
あらふ好をむ
ず美かるし
おん朋友の意
事を責ととなれ

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1
ガラス使用

御奉行

862
1

竹隆舎主人

改て改府の旨を以て
如く特に船中の薪水の料をあた
志うまつる小我国に来らん
ことを願ふ船繋ぎすべき地方を
もとめよやう伊豆まで

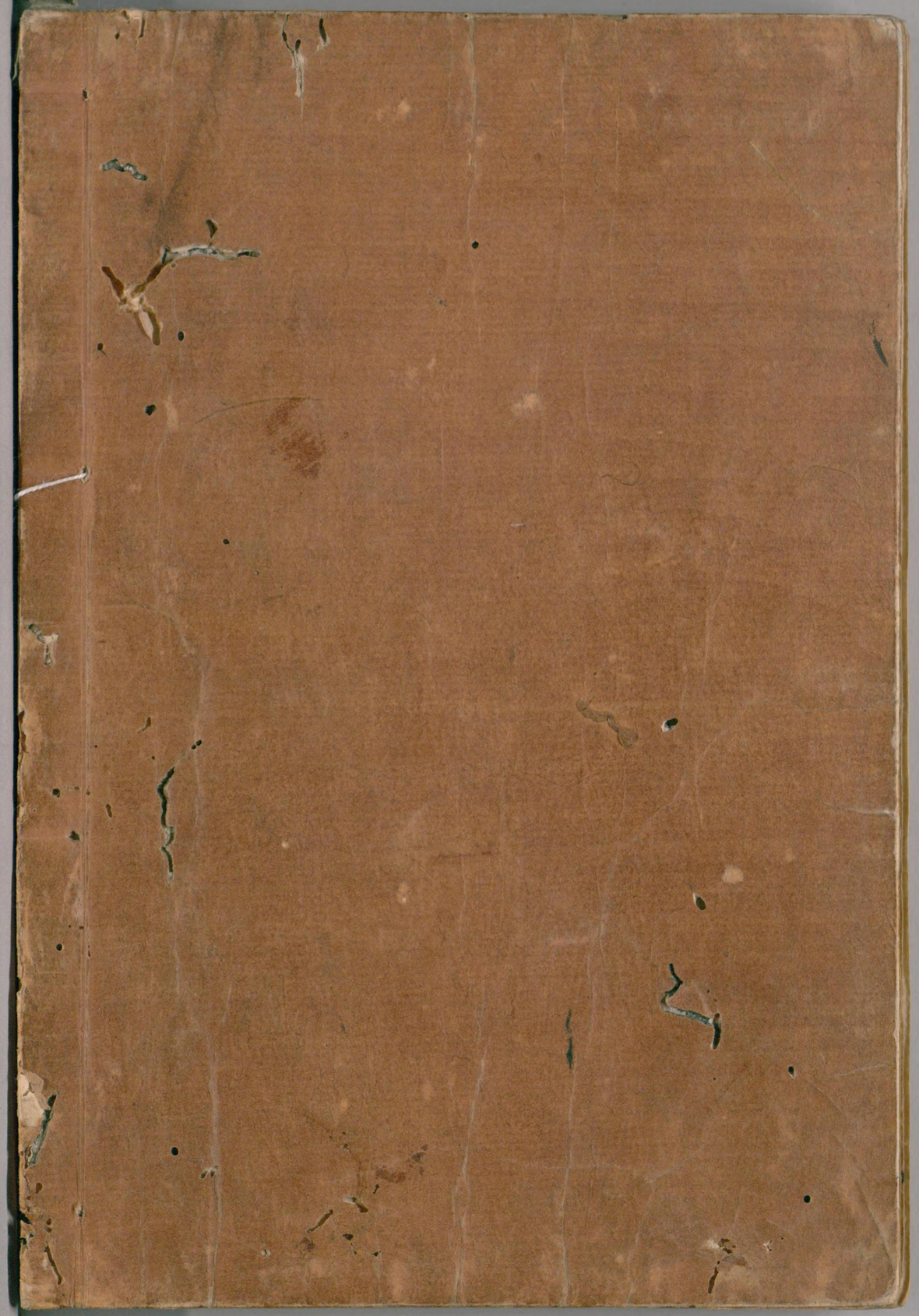

国立国会図書館　タイトル『魯西亜船取調べの次第』　請求記号 862-1

ガラス使用